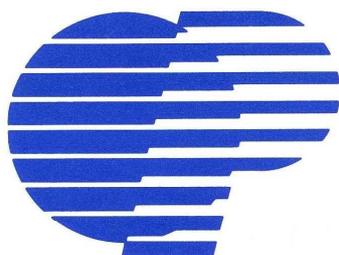


# 警察行政の概要



**OKAYAMA POLICE**

令和7年5月

岡山県警察本部

# 目 次

第1	岡山県警察の組織構成	1
第2	事務分掌	2
第3	県下警察署の位置、管轄区域	14
第4	岡山県警察運営重点	15
第5	主要な事業及び施策の推進状況	16
	(公安委員会制度と警察署協議会)	
1	公安委員会	16
2	警察署協議会	16
	(警 務 部)	
1	警察基盤の整備	17
2	警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進	19
3	県民のニーズに応じたきめ細かな警察活動の推進	20
	(生活安全部)	
1	特殊詐欺等対策の推進	21
2	総合的な犯罪抑止対策の推進	22
3	子供・女性・高齢者等の安全を確保するための対策の推進	24
4	少年非行防止対策の推進	25
5	サイバー犯罪対策の推進	27
	(地 域 部)	
1	県民の安全・安心を確保するための諸対策の推進	28
2	迅速・的確な初動警察活動の推進	29
	(刑 事 部)	
1	犯罪概況	30
2	重要犯罪等の徹底検挙	31
3	匿名・流動型犯罪グループ対策の推進	32
4	暴力団対策の推進	32
5	総合的な薬物・銃器対策の推進	33
6	来日外国人犯罪対策の推進	34
7	科学鑑識活動の推進	34
	(交 通 部)	
1	県下の交通情勢	35
2	交通安全教育等の推進	35
3	交通指導取締りの推進	36
4	交通環境の整備	36
5	的確な運転免許業務の推進	36

(警 備 部)

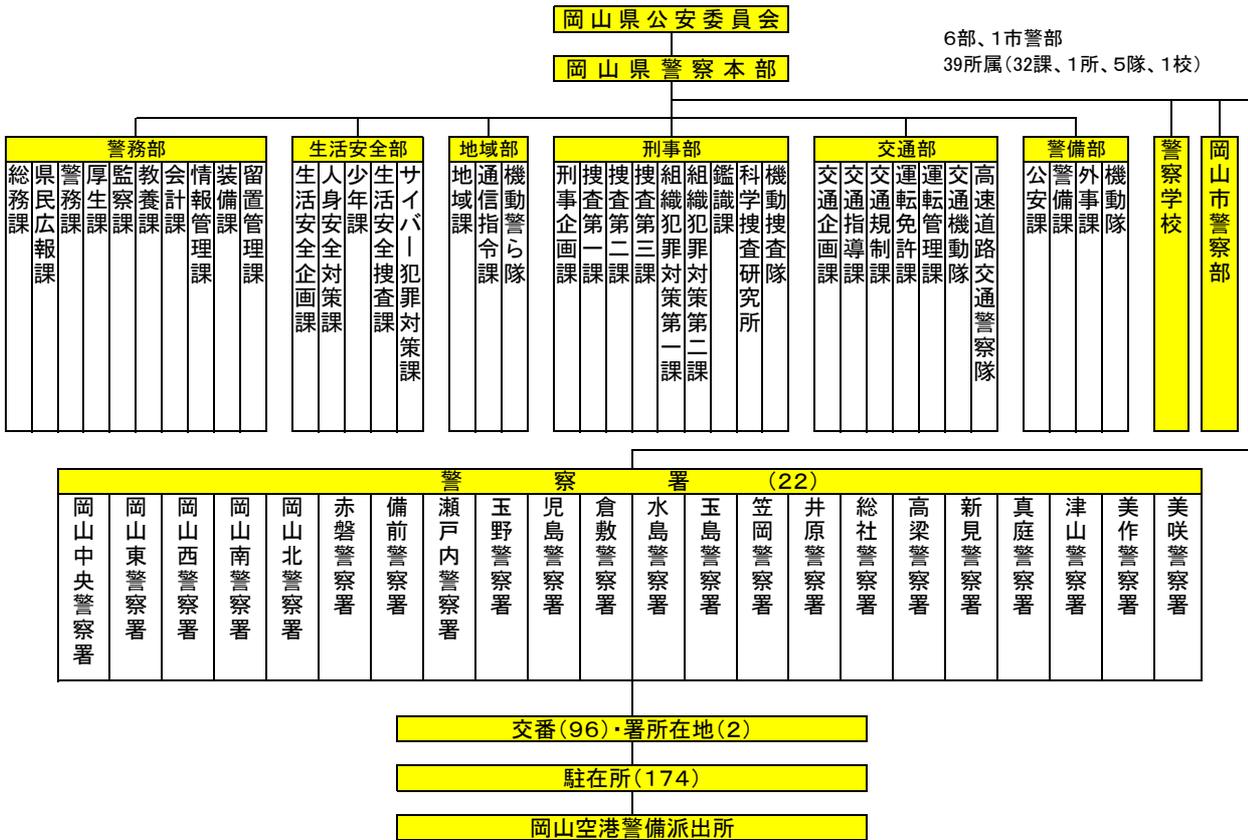
1	警衛警護の実施	38
2	災害対策の推進	38
3	総合的なテロ対策の推進	38
4	悪質な右翼団体に対する取締り	39
5	不法入国・不法滞在関連事犯の取締り	39
6	経済安全保障に関する取組の推進	39

(岡山市警察部)

1	岡山市警察部の設置	40
2	岡山市警察部の活動	40

# 第 1 岡山県警察の組織構成

令和7年4月1日現在



## 第2 事務分掌

令和7年4月1日現在

### 1 警務部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
総 務 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 公安委員会の庶務に関する事。</li><li>2 本部長の秘書に関する事。</li><li>3 公安委員会委員長、公安委員会、本部長及び警察本部の公印の管守に関する事。</li><li>4 渉外に関する事。</li><li>5 警察署協議会に関する事。</li><li>6 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。</li></ol>
県民広報課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 警察安全相談に関する事。</li><li>2 苦情等に関する事。</li><li>3 広聴に関する事。</li><li>4 広報に関する事。</li><li>5 犯罪被害者支援（犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。）に関する事。</li><li>6 犯罪被害者等給付金に関する事。</li><li>7 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。</li><li>8 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。</li><li>9 文書の管理に関する事。</li><li>10 情報の公開に関する事。</li><li>11 個人情報保護に関する事。</li><li>12 警察音楽隊の運営に関する事。</li></ol>
警 務 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 人事及び定員に関する事。</li><li>2 人事評価に関する事。</li><li>3 給与に関する事。</li><li>4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</li><li>5 所管行政の調査、企画及び政策の評価に関する事。</li><li>6 所管行政の事務能率の向上に関する事。</li><li>7 法令の審査に関する事。</li><li>8 上記1～7までに掲げるもののほか、他の部の所掌に属しないこと。</li></ol>
厚 生 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。</li><li>2 共済組合、互助会及び警察職員生活協同組合に関する事。</li><li>3 恩給に関する事。</li></ol>

所 属	分 掌 事 務
監 察 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表彰に関する事。</li> <li>2 懲罰に関する事。</li> <li>3 監察に関する事。</li> <li>4 訟務に関する事。</li> </ol>
教 養 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察教養一般に関する事。</li> <li>2 警察学校その他教育訓練施設の整備及び運営に関する事。</li> <li>3 職員の車両運転管理に関する事。</li> <li>4 警察史の編さんに関する事。</li> </ol>
会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算、決算及び会計に関する事。</li> <li>2 公有財産及び物品の管理及び処分に関する事。</li> <li>3 会計の監査に関する事。</li> <li>4 交通反則金の徴収に関する事。</li> <li>5 庁舎の営繕に関する事。</li> </ol>
情報管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報セキュリティに関する事。</li> <li>2 情報システムに関する事。</li> <li>3 犯罪の取締りのための情報通信機器の管理及び運用に関する事。</li> <li>4 照会センター業務に関する事。</li> <li>5 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。</li> <li>6 通送に関する事。</li> </ol>
装 備 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 装備の調査、研究及び企画に関する事。</li> <li>2 装備品の管理及び運用に関する事。</li> <li>3 支給品及び貸与品に関する事。</li> <li>4 服制に関する事。</li> <li>5 有線通信の運用に関する事。</li> <li>6 車両及び船舶に関する事。</li> </ol>
留置管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置業務の企画、調整及び指導に関する事。</li> <li>2 留置施設及び被留置者に関する事。</li> <li>3 被留置者の護送に関する事。</li> </ol>

## 2 生活安全部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
生活安全 企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。</li> <li>2 犯罪の予防一般に関すること（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 酔酩者、精神錯乱者、迷子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</li> <li>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること。</li> <li>5 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。</li> <li>6 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>7 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。</li> <li>8 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関すること。</li> <li>9 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</li> <li>10 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>11 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>12 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
人身安全 対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性を対象とする性的犯罪の予防一般に関すること。</li> <li>2 行方不明者の発見に関すること。</li> <li>3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。</li> <li>4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。</li> <li>5 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。</li> <li>6 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。</li> <li>7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</li> <li>8 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。</li> </ol>

所 属	分 掌 事 務
少 年 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年警察に関する調査研究及び企画に関すること。</li> <li>2 少年非行の防止に関すること。</li> <li>3 少年の補導及び少年相談に関すること。</li> <li>4 少年事件の捜査及び調査に関すること。</li> <li>5 被害少年の保護に関すること。</li> <li>6 有害環境の浄化に関すること。</li> <li>7 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</li> </ol>
生 活 安 全 捜 査 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</li> <li>2 環境関係事犯、保健衛生関係事犯及び経済関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>3 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。</li> <li>4 拡声機等による暴騒音規制条例（昭和59年岡山県条例第14号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 風俗関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>6 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>7 上記1～6までに掲げるもののほか、生活安全部が所管する法令違反の捜査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
サイバー犯罪 対 策 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー犯罪の対策に関すること。</li> <li>2 サイバーセキュリティ戦略に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</li> <li>4 サイバー犯罪の捜査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 情報技術の解析に関すること。</li> <li>6 情報技術に関する捜査の支援に関すること。</li> </ol>

### 3 地域部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
地 域 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域警察に関すること。</li><li>2 雑踏警備に関すること。</li><li>3 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。</li><li>4 警ら用無線自動車の運用に関すること。</li><li>5 船舶の運用に関すること。</li><li>6 鉄道警察に関すること。</li><li>7 列車への警乗に関すること。</li></ol>
通信指令課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 通信指令に関すること。</li><li>2 緊急配備に関すること。</li><li>3 無線通信の運用に関すること。</li></ol>
機動警ら隊	<ol style="list-style-type: none"><li>1 機動警らに関すること。</li><li>2 事件・事故発生の際の初動措置に関すること。</li><li>3 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li></ol>

#### 4 刑事部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
刑事企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事警察の運営に関する企画、指導及び調整に関すること。</li> <li>2 指名手配及び捜査共助に関すること。</li> <li>3 再被害防止に関すること。</li> <li>4 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。</li> <li>5 犯罪の手口に関すること。</li> <li>6 犯罪統計に関すること。</li> </ol>
捜査第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の捜査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 検視及び死体の取扱いに関すること。</li> </ol>
捜査第二課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知能犯罪の捜査に関すること（組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 選挙犯罪の捜査に関すること。</li> </ol>
捜査第三課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> </ol>
組織犯罪対策第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織犯罪の取締りに関する企画、指導及び調整に関すること。</li> <li>2 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。</li> <li>3 犯罪による収益の移転防止に関すること。</li> <li>4 知能犯罪の捜査に関すること（特殊詐欺等事件の捜査に関するものに限る。）。</li> <li>5 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。</li> <li>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。</li> <li>7 暴力団排除活動に関すること。</li> </ol>
組織犯罪対策第二課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際捜査共助に関すること。</li> <li>2 通訳センターの運営に関すること。</li> <li>3 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</li> <li>4 薬物乱用防止対策及び銃器総合対策に係る行政施策の推進に関すること。</li> </ol>
鑑 識 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪鑑識に関すること。</li> <li>2 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。</li> </ol>
科学捜査研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法科学の研究に関すること。</li> <li>2 法科学を応用する鑑定及び検査に関すること。</li> </ol>

所 属	分 掌 事 務
機動捜査隊	<ol style="list-style-type: none"><li>1 機動捜査に関すること。</li><li>2 事件・事故発生の際の初動措置に関すること。</li><li>3 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li></ol>

## 5 交通部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
交通企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故防止対策一般に関する事。</li> <li>2 交通事故の分析及び交通統計に関する事。</li> <li>3 交通安全教育及び交通安全運動に関する事。</li> <li>4 地域交通安全活動推進委員制度に関する事。</li> <li>5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
交通指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事。</li> <li>2 交通反則通告制度に関する事。</li> <li>3 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関する事。</li> <li>4 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による自動車の使用の制限に関する事。</li> <li>5 交通事故現場における測量機器による撮影及び図化に関する事。</li> </ol>
交通規制課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制に関する事。</li> <li>2 交通安全施設に関する事。</li> <li>3 交通管制に関する事。</li> </ol>
運転免許課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許に係る試験に関する事。</li> <li>2 運転免許証の作成及び交付並びに個人番号カードへの特定運転免許情報の記録に関する事。</li> <li>3 再試験不合格及び申請に係る運転免許の取消しに関する事。</li> <li>4 国外運転免許証に関する事。</li> <li>5 運転免許に関する資料の管理その他の運転免許に関する事。</li> <li>6 自動車等の運転者に対する交通安全教育に関する事（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>7 自動車教習所及び指定講習機関に関する事。</li> <li>8 運転免許に係る講習に関する事（運転管理課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>9 運転適性検査に関する事。</li> </ol>
運転管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の取消し（運転免許課の所掌に属するものを除く。）、効力の停止その他の行政処分に関する事。</li> <li>2 停止処分者講習及び違反者講習に関する事。</li> <li>3 運転免許の行政処分に係る聴聞その他の意見陳述手続に関する事。</li> </ol>

所 属	分 掌 事 務
交通機動隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機動交通取締りに関すること。</li> <li>2 交通の指導整理活動に関すること。</li> <li>3 事件・事故発生の際の初動措置に関すること。</li> <li>4 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li> </ol>
高速道路 交通警察隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速道路における交通の指導取締り、交通事故・事件の捜査及び処理、交通規制その他必要な警察事務の処理に関すること。</li> <li>2 高速道路に接続する周辺道路における交通の指導取締り及び交通事故・事件の初期的処理に関すること。</li> <li>3 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li> </ol>

## 6 警備部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
公 安 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の捜査に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪</li> <li>(2) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪</li> <li>(3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪</li> <li>(4) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪</li> </ol> </li> <li>3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による調査に関すること。</li> <li>4 警備事象に伴う拡声機等による暴騒音規制条例の施行に関すること。</li> <li>5 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。</li> <li>6 公安捜査隊の事務に関すること。</li> </ol>
警 備 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態に対処するための計画の立案及びその実施に関すること。</li> <li>2 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。</li> <li>4 特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</li> <li>5 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年岡山市条例第42号）の施行に関すること。</li> <li>6 災害警備に関すること。</li> <li>7 警衛及び警護に関すること。</li> <li>8 管区機動隊及び第二機動隊の事務に関すること。</li> <li>9 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。</li> <li>10 航空機の運用に関すること。</li> </ol>

所 属	分 掌 事 務
外 事 課	<p>1 次に掲げる警備情報に関すること。</p> <p>(1) 外国人に係る警備情報</p> <p>(2) 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報</p> <p>2 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪</p> <p>(2) 公安課の分掌事務2に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人又は上記1(2)に規定するテロリズムに係る活動に関するもの</p>
機 動 隊	警戒警備の実施活動及び第二機動隊の教育訓練に関すること。

## 7 警察学校の分掌事務

所 属	分 掌 事 務
警 察 学 校	初任科、初任補修科及び専科の教育訓練に関すること。

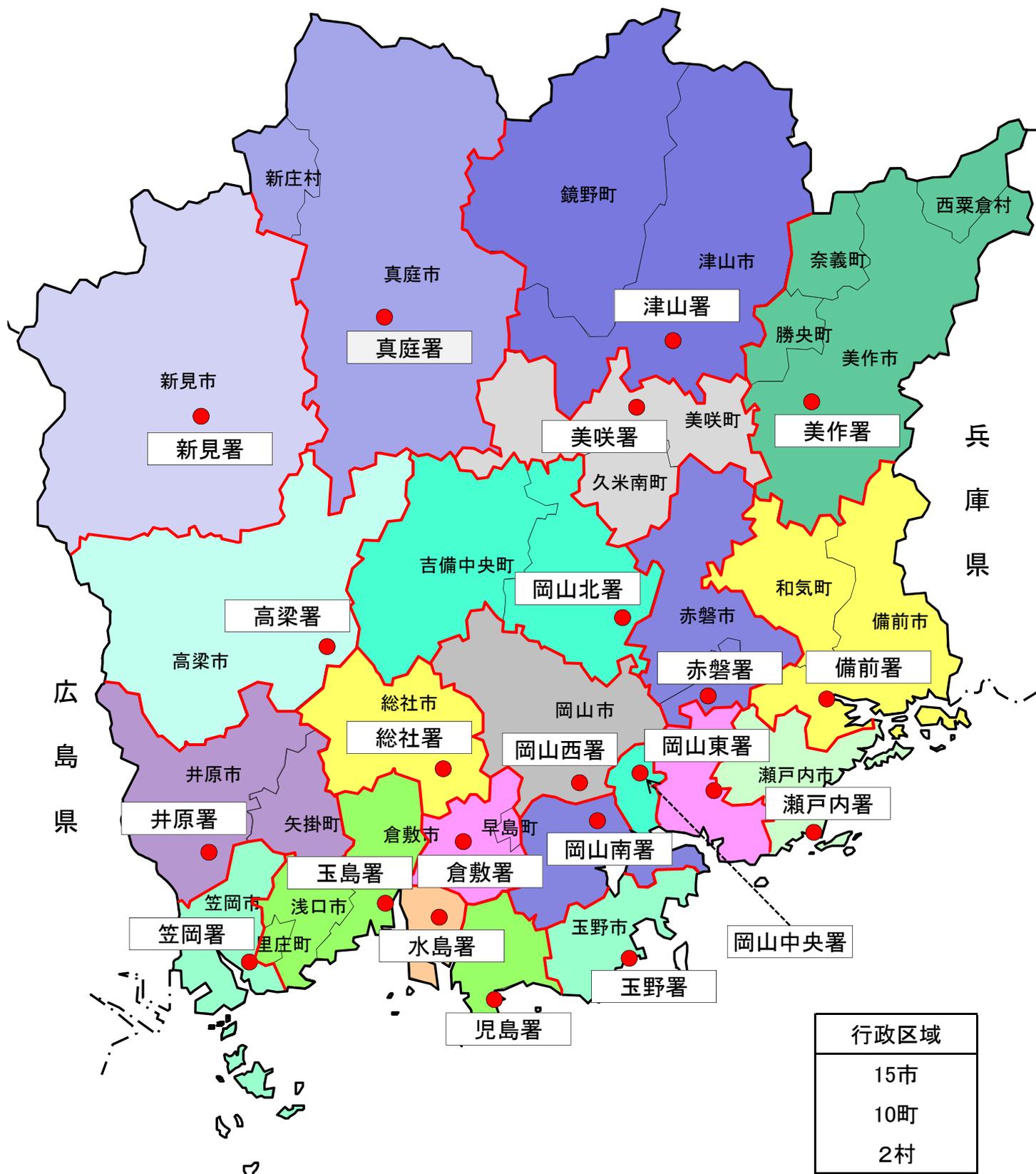
## 8 岡山市警察部庶務課の分掌事務

所 属	分 掌 事 務
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 岡山市その他関係機関との連絡調整に関すること。</li><li>2 岡山市の区域内における警察運営の企画・調整に関すること。</li><li>3 市警察部の庶務に関すること。</li><li>4 市警察部長の特命に関すること。</li></ol>

### 第3 県下警察署の位置、管轄区域

令和7年4月1日現在

鳥 取 県



## 第4 岡山県警察運営重点

	令和6年	令和7年
基本目標	「安全・安心の岡山」の実現 ～ 強く 正しく 温かく ～	「安全・安心の岡山」の実現 ～ 強く 正しく 温かく ～
運営重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺対策の推進</li> <li>○ サイバー空間の安全確保に向けた取組の推進</li> <li>○ 街頭活動の強化、地域社会との協働等による安全・安心を確保するための取組の推進</li> <li>○ 子供・女性・高齢者をはじめとした人身の安全を確保するための対策の推進</li> <li>○ 少年非行防止対策等の推進</li> <li>○ 暴力団の壊滅、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締り、薬物・銃器犯罪の根絶等組織犯罪対策の推進</li> <li>○ 捜査の高度化・科学化等の推進による犯罪の徹底検挙</li> <li>○ 交通事故情勢を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策の推進</li> <li>○ 全国植樹祭開催に伴う総合対策及びテロ、災害等緊急事態対策の推進</li> <li>○ 経済安全保障に関する取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺、組織的な強盗や窃盗等を敢行する匿名・流動型犯罪グループ対策の強化</li> <li>○ サイバー空間の安全確保に向けた取組の強化</li> <li>○ 子供・女性・高齢者等の安全を確保するための対策と少年非行防止対策の強化</li> <li>○ 安全・安心を確保するための街頭活動、地域社会との協働等の強化</li> <li>○ 科学技術の活用等による重要犯罪等の徹底検挙</li> <li>○ 暴力団の壊滅、薬物・銃器犯罪の根絶、国際犯罪組織の取締り・実態解明等組織犯罪対策の強化</li> <li>○ 交通事故防止対策と安全で円滑な交通環境の実現に向けた取組の強化</li> <li>○ テロの未然防止と災害対策の強化</li> </ul>

## 第5 主要な事業及び施策の推進状況

### (公安委員会制度と警察署協議会)

#### 1 公安委員会

公安委員会とは、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保を目的として導入された合議制の機関である。

公安委員会は、県知事の所轄の下に置かれており、県警察を管理し、警察行政に県民の意思を反映させるという機能を果たしている。

##### (1) 構成

公安委員会は、県知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員及び岡山市長が岡山市議会の同意を得て推薦し、県知事が任命した2人の委員、合計5人の委員で構成されている。

【岡山県公安委員会】(令和7年5月時点)

	氏名	任期	職業
委員長	内田 通子	1期目	社会福祉法人会長
委員	金子 雅彦	3期目	元会社役員
委員	三村 由香里	3期目	大学理事
委員	大月 隆行	2期目	会社役員
委員	大土 弘	1期目	弁護士

##### (2) 活動

公安委員会は、運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督等、県民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、県内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、警察本部長等から説明、報告を受けるなどして、県警察を管理している。

令和6年中は、定例会を32回開催したほか、県下警察署長会議への出席や警察活動の現場視察等を通じて治安情勢と警察運営の把握に努め、管理機能の充実を図った。

#### 2 警察署協議会

警察署協議会は、警察署長が住民等の意見を聴き、警察署の業務運営に民意を反映させることを目的として設置された機関である。

##### (1) 構成

警察署協議会は、県下22警察署全てに設置されており、警察署の管内人口等に応じて5人から15人、総数232人の委員(令和7年1月時点)が岡山県公安委員会から委嘱されている。

##### (2) 活動

警察署協議会委員は、年3回開催される定例会に出席して、警察署の業務運営について意見を述べるほか、犯罪抑止や交通事故防止等の各種警察活動の視察等を通じて県警察に対する理解を深めている。

## (警 務 部)

### 1 警察基盤の整備

#### (1) 治安上の課題に適切に対応するための体制整備

令和7年度における警察官の条例定員は3,503人、警察官以外の職員の条例定員は453人であり、前年度からの増減はなかった。

警察を取り巻く社会情勢は常に変化しており、匿名・流動型犯罪グループへの対策や深刻化するサイバー空間における脅威への対応等、新たな治安上の課題に的確に対応していく必要がある。

加えて、少子高齢化の進展に伴い労働人口が減少する中、警察は、現有するマンパワーをいかに維持、向上させていくかという問題にも直面していることから、引き続き、業務の合理化・効率化に向けた取組を推進しつつ、限られた人員の中で組織の総合力を最大限に発揮できる体制の整備を図っていくこととしている。

#### (2) 警察職員としてふさわしい能力や資質を有する人材の確保

組織の人的基盤を強化するため、若手職員を主体としたリクルーターの運用、1日業務体験等の体験型業務説明会、非対面式のオンライン説明会、エックス（旧ツイッター）・インスタグラムの活用、大学や企業等主催の合同説明会への参加等、受験者数の増加に向けた取組を継続して行い、令和6年は、警察官90人（男性68人、女性22人）、警察行政職員9人及び警察技術職員2人を採用した。

また、警察官採用試験の制度見直しを図り、民間企業併願者、転職希望者等がより受験しやすいよう、基礎能力試験（SPI）で受験可能な新たな試験区分「警察官A（アピール型）」を創設し、令和7年度試験から導入している。

引き続き、採用試験制度の不断の見直しを行うとともに、創意工夫を凝らした採用募集活動を推進する。

#### (3) 警察費当初予算の概要

令和7年度警察費当初予算の概要は、次表のとおりである。

(単位：千円)

項目別		令和6年度当初予算額	令和7年度当初予算額
警 察 管理費	公 安 委 員 会 費	12,509	12,580
	警 察 本 部 費	46,070,003	47,499,187
	装 備 費	286,765	303,274
	警 察 施 設 費	1,798,276	1,557,619
	運 転 免 許 費	1,328,813	1,418,150
	恩給及び退職年金費	25,025	23,803
	計	49,521,391	50,814,613
警 察 活動費	警 察 活 動 費	964,217	975,962
合計		50,485,608	51,790,575
分類別	義 務 的 経 費	38,641,047	40,109,869
	一 般 行 政 経 費	11,585,093	11,495,927
	投 資 的 経 費	259,468	184,779

(4) 警察施設の整備概要

ア 警察署

水島警察署庁舎建替整備工事に着手したほか、備前警察署庁舎外壁改修工事、瀬戸内警察署庁舎屋上防水改修工事、高梁警察署庁舎空調設備改修工事を施工するなど、施設の老朽化対策に取り組んだ。

イ 交番・駐在所

(ア) 交番

岡山中央警察署平井交番及び三幡交番を統合し、倉田交番とする建替整備を行ったほか、岡山中央警察署内山下交番並びに岡山東警察署上道交番及び益野交番の建替整備を行った。

(イ) 駐在所

岡山西警察署牟佐駐在所の建替整備を行ったほか、真庭警察署北房交番を北房駐在所とする建替整備を行った。

ウ その他の施設

鑑識科学センター空調設備改修工事、運転免許センター受変電設備更新工事（2か年事業）を施工するなど、施設の老朽化対策に取り組んだ。

(5) 警察装備の整備概要

警らや交通指導取締り、事件・事故への対応のため、無線警ら車4台、交通事故処理車2台等を更新整備したほか、小型警ら車1台の増強整備を行った。

また、銃器使用犯罪等の凶悪犯罪に対処するため、防弾衣、防弾帽等の受傷事故防止資機材を整備した。

(6) デジタル技術の活用

R P A等のデジタルツールの活用等によって、内部事務の効率化を図った。

## 2 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

### (1) ワークライフバランスの向上と女性活躍の推進

全職員のワークライフバランス（仕事と生活の両立）の向上を図るため、業務の合理化・効率化による働き方改革、男性職員の育児に伴う休暇をはじめとした各種休暇の取得促進、女性活躍推進のためのキャリア形成支援等、職員一人一人が生き生きと働き、活躍できる職場環境づくりを推進している。

### (2) 現場執行力の強化に向けた取組の推進

適正に職務を執行する能力と高い倫理観を兼ね備えた警察職員を育成するため、警察学校、警察署等における教育訓練を推進し、第一線の現場執行力の強化を図っている。

#### ア 警察学校、警察署等における教育訓練の推進

警察学校では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務の分野に関する高度な専門知識及び技能を習得させるための教育訓練を実施している。

警察署等では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会、有識者による講演会の開催等により、職務執行能力の向上や職務執行の際に求められる高い倫理観の醸成を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。

また、実際の事件現場等を再現したロールプレイング方式による想定訓練を実施し、若手警察官の早期戦力化を推進している。

#### イ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を計画的に実施しているほか、実際の現場で発生する可能性が高い事案を想定した実戦的な訓練の充実強化を図っている。

### (3) 職員の健康管理対策の推進

職員が全力で職務に専念できるよう、各種健康診断、健康相談、部外講師によるセミナー、保健師による健康教育等の充実を図っているほか、ストレスチェック制度を利用したセルフケア能力の向上を図るなど、活力ある職場づくりに向けた取組を推進している。

### 3 県民のニーズに応じたきめ細かな警察活動の推進

#### (1) 警察安全相談への的確な対応

令和6年中の警察安全相談の受理件数は4万4,645件と、前年より646件(1.5%)増加した。

相談内容については、生活安全関係が最も多く、その中でも、犯罪等による被害の防止やサイバー関係、迷惑行為等に関するものが多く寄せられており、各警察署の警察安全相談係員等が適切に対応している。

#### (2) 犯罪被害者等支援施策の推進

犯罪被害者等に対し、被害者支援制度に基づく捜査状況等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者週間に合わせたフォーラムの開催等の広報啓発活動や、大学生ボランティアに対する活動支援に取り組むなど、犯罪被害者等への支援の裾野拡大に努めている。

#### (3) 情報公開の推進と個人情報の保護

岡山県行政情報公開条例に基づき、個人情報の保護と公共の安全及び秩序の維持との調整を図りながら、適切な情報公開に努めるとともに、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、保有する個人情報を適正に管理しながら、開示請求にも適切に対応している。

#### (4) 広報活動の推進

##### ア 時代に即した効果的な広報活動の推進

テレビや新聞等の各種メディア、SNS等を活用して様々な広報活動を行っている。

特に、平成24年から運用を開始したフェイスブックや令和5年11月にフォロワー数1万人を突破したエックス(旧ツイッター)、ユーチューブを活用して、「安全・安心」に関する情報や県警察の取組・活動等を、写真や動画を用いて、分かりやすく、かつ、タイムリーに発信している。

また、県警察ホームページ内の「くらしの安全WebMap」では、身近な犯罪や交通事故、子供や女性を対象とした声掛け、つきまとい等の事案に関する情報を分かりやすく掲載している。

##### イ 警察音楽隊によるふれあい活動

県民と県警察とを結ぶ「音の架け橋」として、警察音楽隊が県内各地で演奏を行うなど、地域に密着したふれあい活動を推進しており、令和6年中は、延べ約5万6,000人を対象に計120回の演奏活動を行った。

##### ウ 警察本部庁舎見学の実施

警察本部庁舎の見学を受け付けており、令和6年中は約1,800人が見学に訪れた。

## (生活安全部)

### 1 特殊詐欺等対策の推進

#### (1) 特殊詐欺の認知状況

令和6年中の特殊詐欺被害は、認知件数が197件、被害額が約6億3,240万円と、前年より認知件数は15件(8.2%)、被害額は約2,460万円(4.0%)増加した。

手口別では、架空料金請求詐欺が77件、還付金詐欺が53件、オレオレ詐欺が37件であり、これらの手口で全体の約8割を占めている。

また、被害者に占める高齢者(65歳以上)の割合は42.3%であった。

#### 【特殊詐欺の認知状況】

区分	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	159	182	197
被害額	約3億1,640万円	約6億780万円	約6億3,240万円

注：令和6年は暫定値

#### (2) 「だまされんのじゃ特殊詐欺」県民運動の推進

県民に特殊詐欺の根絶に向けた意識の浸透を図り、県民総ぐるみで身近な人を守る気運を醸成するため、関係機関・団体等と連携して、「だまされんのじゃ特殊詐欺」県民運動を展開し、同運動の推進事項である「三本の矢」作戦に基づいた各種取組を推進した。

##### ア 高齢者を中心とした幅広い年齢層に対する被害防止広報の徹底(第一の矢)

高齢者を中心とした幅広い年齢層に対して、各種媒体を活用した効果的な広報啓発活動を推進するとともに、防犯機能付き電話の普及促進に向けた自治体等への働き掛けや、留守番電話機能の活用に係る啓発等の取組を推進した。

##### イ 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の推進(第二の矢)

金融機関、コンビニエンスストア、宅配事業者等との連携を強化し、官民一体となった水際対策を推進した。

##### ウ 身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の推進(第三の矢)

幅広い年齢層に対し、各種広報媒体を活用するなどして、「相談」に係る意識付けの徹底を図るとともに、高齢者を取り巻く関係機関・団体や子供・孫世代に対し、相談しやすい環境の整備に向けた働き掛けを推進した。

#### (3) SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況

令和5年下半期から全国的に急増したSNS型投資・ロマンス詐欺被害は、令和6年中、認知件数が139件、被害額が約16億7,620万円と、前年より認知件数は109件(363.3%)、被害額は約12億8,960万円(333.6%)増加した。

被害者の年齢は、10歳代から80歳代までと幅広く、特に30歳代から60歳の現役稼働世代の被害が全体の約9割を占めた。

#### 【SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況】

区分	令和5年	令和6年
認知件数	30	139
被害額	約3億8,660万円	約16億7,620万円

注：令和6年は暫定値

#### (4) SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進

SNS型投資・ロマンス詐欺対策では、前記県民運動等の取組で培った地盤を活用し、

特殊詐欺被害防止の啓発に併せて広く周知を図るとともに、現役稼働世代に対して関係職域団体等と協働した注意喚起を進めるなどの対策を推進した。

## 2 総合的な犯罪抑止対策の推進

### (1) 犯罪抑止対策の推進

防犯ボランティア、自治体、事業者、地域住民等と連携した県民総ぐるみによる犯罪抑止対策を推進した結果、刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年以降、19年連続で減少していたが、令和4年から増加に転じており、令和6年は9,726件であった。

#### 【刑法犯認知件数の状況】

区分	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数	8,007	9,230	9,726

#### ア 地域住民等に対する各種防犯情報の提供

県警察ホームページやフェイスブックのほか、「ももくん・ももかちゃん安心メール」等の各種広報媒体を活用して防犯情報、犯罪発生情報等をタイムリーに提供し、地域の安全・安心の確保に努めている。

#### イ 自治体、事業者、地域住民等による自主防犯活動の促進

地域社会における連帯感や絆の希薄化が懸念される中、自治体、事業者、地域住民等との連携による取組を強化し、県民の安全・安心感の醸成を図っている。

#### (ア) 防犯ボランティア団体等の活動状況

令和6年末現在、県下の防犯ボランティアは1,247団体、6万3,624人、913事業所であり、そのうち223団体（1,641台）は青色防犯パトロール団体としても活動している。

また、企業の社会貢献活動の一環として、自ら主体的に防犯活動を実践する「犯罪の起きにくい社会づくり推進企業」や防犯ボランティア活動を支援する「犯罪の起きにくい社会づくり応援企業」を募集しており、令和6年末現在、合計2,639事業所（推進企業2,448事業所、応援企業191事業所）が参加している。

#### (イ) 防犯ボランティア活動に対する支援

各警察署が委嘱する地域安全推進員（令和6年末現在1,985人）をはじめとする防犯ボランティアに対し、防犯情報の提供、活動用資機材や保険に係る経費の負担、合同パトロールの実施等の支援を行っているほか、後継者育成や裾野拡大の観点から、大学生防犯ボランティア等の若年層による活動の促進に向けた取組を推進している。

また、青色防犯パトロール実施者に対しては、防犯指導員による講習を定期的に関催するなど、パトロール活動等の適正な運用に向けた指導・助言を行うとともに、「犯罪の起きにくい社会づくり推進・応援企業」をはじめとする事業者に対しては、防犯情報の定期的な提供や県警察ホームページへの活動事例の掲載等を通じて防犯CSR活動（社会貢献活動）の活性化を図っている。

#### (ウ) 防犯カメラの設置拡充に向けた働き掛け

防犯カメラは、犯罪の抑止等に多大な効果が認められることから、更なる設置拡充に向けて、自治体、事業者、地域住民等に対し、継続的な働き掛けを行っている。

(2) 生活経済・環境事犯、風俗関係事犯への対策

ア 生活経済・環境事犯の取締りの推進

県民生活を脅かす生活経済・環境事犯に重点を置いた取締りを推進し、令和6年中は、大手通信事業者元派遣社員による不正競争防止法違反事件、海外の集団投資スキーム募集の取扱いを無登録で行った金融商品取引法違反事件等を検挙した。

【生活経済事犯の検挙状況】

事犯別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
経済事犯	3	5	6	6	5	16
不動産事犯	3	3	1	1	1	1
知的財産権侵害事犯	3	4	2	2	3	6
合計	9	12	9	9	9	23

注1： 経済事犯とは、特定商取引法、貸金業法、出資法等の違反に係る事犯をいう。

2： 不動産事犯とは、宅建業法、建設業法等の違反に係る事犯をいう。

3： 知的財産権侵害事犯とは、商標法、著作権法等の違反に係る事犯をいう。

【生活環境事犯の検挙状況】

事犯別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物事犯	134	151	98	113	77	89
保健衛生事犯	9	10	7	7	9	11
その他環境事犯	7	7	4	4	4	4
合計	150	168	109	124	90	104

注1： 廃棄物事犯とは、廃棄物処理法等の違反に係る事犯をいう。

2： 保健衛生事犯とは、医薬品医療機器等法、狂犬病予防法等の違反に係る事犯をいう。

3： その他環境事犯とは、河川法、鳥獣保護管理法、県快適条例等の違反に係る事犯をいう。

イ 風俗関係事犯の取締りの推進

悪質な風俗関係事犯に重点を置いた取締りを推進し、令和6年中は、メンズエステ店個室内で性的サービスを提供した風営法違反（禁止区域営業）等を検挙した。

【風俗関係事犯の検挙状況】

事犯別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	8	16	7	11	15	18
わいせつ	26	13	21	14	21	18
売春防止法違反	2	0	4	2	1	0
ゲーム機賭博	0	0	5	12	4	18
合計	36	29	37	39	41	54

注： わいせつとは、公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいい、不同意わいせつ（刑法改正前の強制わいせつを含む。）を除く。

### 3 子供・女性・高齢者等の安全を確保するための対策の推進

#### (1) 通学路等の安全確保対策の強化

子供の登下校時の安全を確保するため、「登下校防犯プラン」に基づき、「地域の連携の場」の構築等、子供の見守り活動の支援を充実させるとともに、青色防犯パトロール団体等のボランティア活動の活性化を図るなど、関係機関・団体と連携しながら諸対策を推進している。

#### (2) 子供に対する被害防止教育の推進

子供に危険を察知する能力を身に付けさせるため、教育委員会や学校と連携して子供を対象とした防犯教室を開催し、不審者から声を掛けられた場合の対処要領や、危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、参加・体験型の被害防止教育を推進している。

#### (3) 先制・予防的活動の推進

子供や女性を狙った性犯罪、誘拐等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講じるなど、先制・予防的な活動を推進している。

#### (4) 「ももくん・ももちゃん安心メール」による情報発信活動の推進

登録者に対し、子供や女性を対象とした犯罪や不審者に関する情報をタイムリーに発信しており、令和6年中は、子供被害不審者情報172件、女性被害不審者情報73件、一般防犯情報307件等を配信したほか、児童の保護者、防犯ボランティア等に対し、広く登録を呼び掛けた。

#### (5) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対策の推進

被害者等の安全の確保を最優先として、各種法令を積極的に適用した加害者の検挙又は警告のほか、被害者に対する避難措置や事案に応じた防犯指導、被害者の電話番号を通信指令システムに登録する特定電話番号登録、防犯カメラの貸与等の措置を講じている。

#### 【ストーカー事案への対応状況】

区分	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	199	226	222
検挙件数	54	75	38
ストーカー規制法違反	27	40	18
ストーカー規制法以外	27	35	20
ストーカー規制法に基づく警告件数	7	6	1
ストーカー規制法に基づく禁止命令件数	45	49	43
ストーカー規制法に基づく援助件数	185	201	205

#### 【DV事案への対応状況】

区分	令和4年	令和5年	令和6年
対応件数	1,611	1,473	1,392
検挙件数	133	180	135
配偶者暴力防止法違反	0	5	4
配偶者暴力防止法以外	133	175	131
配偶者暴力防止法に基づく保護命令件数	36	62	39
配偶者暴力防止法に基づく援助件数	817	641	625

(6) 児童・高齢者・障害者虐待事案対策の推進

児童虐待事案の早期発見と児童相談所への迅速な通告等に努めるとともに、児童相談所が行う一時保護等への警察官の同行等の援助を行っており、刑事事件として取り扱うべき事案には、厳正かつ迅速に対応している。

また、高齢者や障害者に係る虐待事案の認知時には、事案の内容に応じた応急的な保護等の措置を講じているほか、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づく関係市町村への通報や援助要請等に適切に対応している。

(7) 行方不明者対策の推進

令和6年中は1,325件の行方不明者届を受理しており、このうち、自殺のおそれのある者、認知症等により事故遭遇のおそれのある者等については、特異行方不明者として迅速に手配し、発見・捜索活動に努めた。

#### 4 少年非行防止対策の推進

令和6年中に検挙・補導した刑法犯少年は552人と、前年より44人(8.7%)増加した。学職別では、中学生173人(31.3%)が最多となっており、次いで高校生168人(30.4%)、小学生75人(13.6%)、有職少年70人(12.7%)等であり、非行少年に対しては、その早期立ち直り等のため、検挙・補導措置を厳正に行った。

【罪種別刑法犯少年(触法少年を含む。)の検挙・補導人員】

罪種別	年別	令和4年	令和5年	令和6年
凶悪犯	殺人	8	20 (1)	7 (1)
	強盗	1	0	0
	放火	0	13	1
	不同意性交等	1	0	2
粗暴犯	6	7 (1)	4 (1)	
粗暴犯	102 (34)	101 (27)	133 (47)	
窃盗犯	231 (83)	281 (68)	277 (69)	
知能犯	6	13	6 (1)	
風俗犯	8 (2)	8 (1)	22 (3)	
その他刑法犯	80 (17)	85 (30)	107 (21)	
合計		435 (136)	508 (127)	552 (142)

注1： ( ) 内数値は、触法少年の補導人員(内数)

注2： 不同意性交等とは、刑法改正前の強制性交等を含む。

(1) 非行の未然防止対策の強化

ア 学校等と連携した非行防止教室の開催

少年の規範意識の向上を図るため、学校等と連携しながら、県内全ての小・中学校及び高等学校を対象に、非行防止教室を開催している。

イ 低年齢段階からの規範意識向上対策の推進

低年齢少年の非行情勢改善のため、小学校低学年や就学前段階からの規範意識向上に取り組み、紙芝居等の年齢に応じた分かりやすい教材を用いた非行防止教室や保護者会の開催等の対策を推進している。

ウ 健全育成対策室の活動

少年非行防止・保護総合対策を推進するため、学校警察連絡室の業務と少年サポートセンターの業務を統合し、令和6年度から少年課内に健全育成対策室を新設した。

健全育成対策室では、学校等と連携し、問題行動等に関する情報収集、校内で発生した事案への迅速な対処、少年の支援等を継続的に実施しており、重点事業として雇用された健全育成推進専門員が、適時の学校訪問や少年への声掛け、非行防止教室・薬物乱用防止教室に従事している。

エ 少年警察ボランティアと連携した活動

少年警察ボランティアと学校や就学前施設を訪問し、あいさつ運動や非行防止教室を行うなど、地域社会と連携した活動を推進している。

(2) 再非行防止対策の推進

少年の再非行を防止するため、専門的知識を有する少年育成官（旧少年補導員）が中心となり、関係機関等と連携し、個々の少年の問題に応じて、体験活動や心理療法等を活用した立ち直り支援活動を実施している。

令和6年中は、26人の少年に対し、体験活動、学習支援、面接・電話等の立ち直り支援活動を、延べ316回実施した。

(3) 少年保護対策の推進と有害環境の浄化

ア 広報啓発活動の推進

非行防止教室や保護者会等において、ネット利用の犯罪被害の実態や適正なネット利用の大切さについて周知しているほか、犯罪実行者募集情報や禁止薬物の危険性、SNSに起因する犯罪被害防止等の広報啓発動画を作成し、3月、7月、11月の青少年健全育成強調月間に合わせて、SNSを多用する少年に対する訴求力が高いユーチューブ等でSNS広告として配信している。

イ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りの推進

SNSに起因した犯罪の被害者となる少年が後を絶たないことから、非行防止教室等を通じて、インターネットの特性や危険性について、より一層心に響く啓発を行うとともに、児童ポルノ事犯をはじめとする少年の福祉を害する犯罪の取締りを徹底している。

【少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の検挙状況】

罪種別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
児童買春・児童ポルノ法違反	74	35	53	37	75	30
児童福祉法違反	0	0	1	1	4	4
飲酒・喫煙禁止法違反	5	6	3	3	7	7
育成条例違反	66	57	52	49	42	44
風営適正化法違反	2	3	3	4	7	9
性的姿態撮影等撮影			6	4	68	31
その他	1	2	0	0	8	6
合計	148	103	118	98	211	131

注： 令和5年に施行された「性的姿態撮影等処罰法」の性的姿態等撮影罪のうち、被害者が20歳未満の事件を福祉犯として計上

ウ 被害少年に対する継続的支援の推進

児童ポルノ事犯等の犯罪やいじめ等、少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対し、少年育成官等によるカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進している。

## 5 サイバー犯罪対策の推進

### (1) サイバー犯罪被害の未然防止活動

県内のIT関連企業等で構成する「岡山県情報セキュリティ協議会」と協働し、サイバー犯罪の被害防止及び違法・有害情報の排除に向け、定期的な幹事会や会員向けセミナーの開催、ウェブサイト上でのセキュリティ情報の発信等の事業を推進している。

また、中小企業、学校、病院等において、サイバー犯罪体験型コンテンツを活用したセミナーの開催、広報チラシの配布等、民間事業者や関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うとともに、県警察の公式SNS、ももくん・ももかちゃん安心メールで注意喚起を図るなど、サイバー犯罪被害の未然防止活動を推進している。

### (2) ボランティアとの連携

インターネット上に存在する違法・有害情報等の発見及び警察への通報を主な任務とするサイバーパトロール・モニターを委嘱するとともに、研修会を実施するなど、ボランティアと連携してサイバー犯罪に関する情報収集を推進している。

### (3) 対処能力向上のための取組

サイバー犯罪捜査に必要な知識・技能を捜査員に習得させるため、サイバー事案対処能力検定を実施しているほか、部内研修制度による人材育成を推進するなど、サイバー犯罪に対する対処能力の向上を図っている。

### (4) サイバー犯罪の取締りの推進

令和6年中は、元交際相手に対するストーカー行為を目的とした不正アクセス事件、偽造運転免許証を使用して銀行口座を不正に開設し、口座番号等を他人に提供した偽造有印公文書行使、詐欺等事件等を検挙した。

#### 【サイバー犯罪の検挙件数】

事犯別	年別	令和4年	令和5年	令和6年
不正アクセス禁止法違反		10	16	8
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等		10	6	4
その他のサイバー犯罪		288	189	265
合計		308	211	277

注： その他のサイバー犯罪とは、その実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。

(地 域 部)

1 県民の安全・安心を確保するための諸対策の推進

(1) 制服警察官によるパトロール活動の強化

県民からの要望が強い「パトロール活動の強化」に応えるため、犯罪の多発する時間帯・場所等に重点を置いたパトロール活動、通学路における警戒活動、コンビニエンスストア等の深夜営業店に対する立ち寄り警戒等を強化するとともに、パトカーの赤色回転灯を点灯させて走行するレッド走行や、交通事故が多発する交差点等における駐留警戒等の街頭活動を強力に展開し、犯罪、交通事故等の抑止に努めている。

(2) 職務質問による各種犯罪の検挙

令和6年中、積極的な職務質問による各種犯罪の検挙活動を強力に推進した。

【地域警察官による検挙状況】

年別 罪種別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	職務質問	件数	職務質問	件数	職務質問
刑 法 犯	1,610	236	1,777	245	1,711	206
凶 悪 犯	20	3	17	2	21	0
粗 暴 犯	387	23	417	16	343	6
窃 盗 犯	942	125	1,049	149	984	91
知 能 犯	26	5	35	3	20	0
風 俗 犯	12	3	25	3	48	2
そ の 他	223	77	234	72	295	107
特 別 法 犯	449	221	409	182	332	137
軽犯罪法	112	65	94	49	89	38
銃 刀 法	80	66	64	45	56	33
覚 取 法	30	17	34	14	32	22
そ の 他	227	73	217	74	155	44
合 計	2,059	457	2,186	427	2,043	343

注： 「件数」欄は検挙の総件数、「職務質問」欄は職務質問による検挙件数

(3) 重点的な巡回連絡による犯罪・事故抑止対策の推進

交番・駐在所勤務員が、独居高齢者や高齢者世帯を重点的に訪問して防犯指導等を行うなど、特殊詐欺や交通事故を防止するための活動を推進している。

(4) 交番機能の強化に向けた継続的な取組の推進

交番勤務員の適正配置と、隣接する交番・駐在所やパトカー等の勤務員による不在交番・駐在所への補完措置を講じるとともに、交番相談員の効果的かつ弾力的な運用により、勤務員に対する支援機能を強化している。

## 2 迅速・的確な初動警察活動の推進

緊急（重要）事件や突発的な事故等に適切に対応するため、各種訓練を実施しているほか、通信指令システム等（110番通報支援カメラ、カーコミュニケーターシステム、110番映像通報システム等）を効果的に活用し、迅速・的確な初動警察活動を推進している。

### 【110番通報有効事案の受理件数】

項目別 \ 年別	令和4年	令和5年	令和6年
交通関係	49,526	53,238	53,533
けんか口論	6,545	6,748	6,851
保（救）護関係	4,016	4,745	4,761
刑法犯関係	3,302	3,953	4,276
その他	81,152	86,919	89,664
合計	144,541	155,603	159,085

(刑 事 部)

1 犯罪概況

(1) 刑法犯の認知状況

令和6年中の刑法犯認知件数は9,726件と、前年より496件(5.4%)増加し、令和4年から3年連続の増加となった。

罪種別では、窃盗犯が6,786件(69.8%)で最も多く、次いでその他刑法犯が1,130件(11.6%)、粗暴犯が790件(8.1%)、知能犯が750件(7.7%)、風俗犯が196件(2.0%)、凶悪犯が74件(0.8%)となっている。

また、地域別では、岡山・倉敷の両市で県下全体の75.5%を占めており、都市部での多発傾向が顕著となっている。

(2) 刑法犯の検挙状況

令和6年中の刑法犯検挙件数は3,856件と、前年より177件(4.4%)減少し、検挙人員は2,763人と、前年より40人(1.4%)減少した。

罪種別では、窃盗犯が2,040件(52.9%)で最も多く、次いで粗暴犯が681件(17.7%)、その他刑法犯が581件(15.1%)、知能犯が279件(7.2%)、風俗犯が200件(5.2%)、凶悪犯が75件(1.9%)となっている。

【刑法犯の認知・検挙状況】

年別 罪種別	令和4年			令和5年			令和6年		
	認知件数	検挙		認知件数	検挙		認知件数	検挙	
		件数	人員		件数	人員		件数	人員
凶 悪 犯	71	71	58	80	79	94	74	75	70
殺 人	20	20	17	13	13	15	7	7	7
強 盗	4	4	3	20	19	36	10	11	10
放 火	21	21	15	15	15	14	6	6	7
不同意性交等	26	26	23	32	32	29	51	51	46
粗 暴 犯	790	723	688	883	777	763	790	681	677
窃 盗 犯	5,495	1,931	1,195	6,502	2,247	1,295	6,786	2,040	1,230
知 能 犯	427	367	284	496	299	178	750	279	181
詐 欺	389	329	257	435	257	158	666	225	137
横 領	15	14	15	24	14	11	30	19	18
その他	23	24	12	37	28	9	54	35	26
風 俗 犯	102	88	81	132	121	101	196	200	162
その他刑法犯	1,122	496	394	1,137	510	372	1,130	581	443
合 計	8,007	3,676	2,700	9,230	4,033	2,803	9,726	3,856	2,763

注： 不同意性交等とは、刑法改正前の強制性交等を含む。

## 2 重要犯罪等の徹底検挙

### (1) 重要犯罪

令和6年中の重要犯罪の認知件数は144件と、前年より15件（9.4%）減少した。

主な事件として、玉野市宇野地内における強盗致傷事件、倉敷市玉島爪崎地内における持凶器コンビニ強盗事件、井原市高屋町地内における住居侵入・現住建造物等放火事件等を検挙した結果、検挙率は111.1%となった。

#### 【重要犯罪の認知・検挙件数】

年別 罪種別	令和4年			令和5年			令和6年		
	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率
重要犯罪	145	142	97.9	159	160	100.6	144	160	111.1
殺人	20	20	100.0	13	13	100.0	7	7	100.0
強盗	4	4	100.0	20	19	95.0	10	11	110.0
放火	21	21	100.0	15	15	100.0	6	6	100.0
不同意性交等	26	26	100.0	32	32	100.0	51	51	100.0
略取誘拐・人身売買	9	9	100.0	7	6	85.7	9	10	111.1
不同意わいせつ	65	62	95.4	72	75	104.2	61	75	123.0

注：不同意性交等、不同意わいせつには、刑法改正前の強制性交等、強制わいせつを含む。

### (2) 重要窃盗犯

令和6年中の重要窃盗犯の認知件数は589件と、前年より52件（8.1%）減少し、検挙率は55.0%であった。

#### 【重要窃盗犯の認知・検挙件数】

年別 罪種別	令和4年			令和5年			令和6年		
	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率
重要窃盗犯	676	351	51.9	641	433	67.6	589	324	55.0
侵入盗	637	327	51.3	580	382	65.9	533	302	56.7
自動車盗	34	19	55.9	46	39	84.8	51	21	41.2
ひったくり	4	5	125.0	12	9	75.0	2	0	0.0
すり	1	0	0.0	3	3	100.0	3	1	33.3

### (3) 重要知能犯

政治、行政及び経済をめぐる不正の追及、悪質な選挙違反の摘発に努め、リース会社被害に係る工業用敷鉄板の借用詐欺事件、偽造マイナンバーカードを使用した不正融資契約詐欺等事件、岡山県知事選挙に係る公職選挙法違反事件等を検挙した。

### 3 匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

被害が深刻化している特殊詐欺や、県民が大きな不安を感じる組織的な強盗・窃盗等の犯罪は、治安対策上の脅威となっており、これら犯罪を敢行している匿名・流動型犯罪グループに対する対策は、喫緊の課題となっている。

県警察では、あらゆる活動を通じた同グループの実態解明及び取締りを進めるとともに、犯罪の実行者を生まないための広報啓発活動等を戦略的に推進することとしている。

#### (1) 特殊詐欺対策

令和6年中は、だまされた振り作戦の積極的な実施と検挙被疑者からの突き上げ捜査により、関係被疑者を多数検挙した。

##### 【特殊詐欺の検挙状況】

累計別	年別	令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員
特 殊 詐 欺		107	20	83	22	59	26
オレオレ詐欺		5	0	8	2	16	12
預貯金詐欺		46	11	58	10	12	1
カード詐欺盗		23	3	12	3	23	7
上 記 以 外		33	6	5	7	8	6

注： 令和6年は暫定値

#### (2) 保護対策

犯罪実行者募集情報に応募し、犯罪実行者グループに脅迫されている者等から保護等の相談を受けた場合は、適切な保護措置や再び同募集情報に応募させない措置等を講じた。

### 4 暴力団対策の推進

#### (1) 暴力団情勢

県下の暴力団勢力は、令和6年末現在、28組織、構成員約120人、準構成員等約150人を把握しており、前年から暴力団勢力の増減はない。

県下の暴力団情勢は、六代目山口組分裂に伴う対立抗争が継続中であるなど、依然として予断を許さない状況にある。

#### (2) 暴力団犯罪の検挙状況等

令和6年中の暴力団犯罪の検挙件数は97件と、前年より30件（44.8%）増加し、検挙人員は91人と、前年より17人（22.9%）増加した。

暴対法適用等の行政命令の発出はなかった。

【暴力団犯罪の検挙状況】

罪種別	年別	令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員
凶悪犯		1	1	1	1	0	0
粗暴犯	暴行	3	5	5	5	3	3
	傷害	3	1	4	5	4	4
	脅迫	5	3	2	2	5	8
詐欺		8	12	8	11	22	24
覚取法違反		16	13	17	14	15	13
銃刀法違反		2	1	1	0	1	1
その他		29	26	29	36	47	38
合計		67	62	67	74	97	91

注： 準構成員等の検挙を含む。

(3) 暴力団排除活動

暴力団に対する徹底した取締りに加えて、暴対法や岡山県暴力団排除条例の効果的な活用、岡山県暴力追放運動推進センター、岡山弁護士会等との連携による暴力団排除活動を推進している。

令和6年中は、大規模公共工事等に係る暴力団排除対策協議会において、下請け等の参入業者からの暴力団排除を図ったほか、各業界が設立している暴力団排除に取り組む協議会等において、暴力団排除に関する講演、意見交換会等を52回実施するなど、県民の暴力団排除に向けた気運の醸成に努めた。

このほか、岡山県警察保護対策実施要綱等に基づき、警察本部及び全警察署の警察官57人で編成した身辺警戒班により、暴力団等から危害を受けるおそれのある個人又は事業者に対する保護対策を徹底した。

5 総合的な薬物・銃器対策の推進

(1) 薬物対策

令和6年中の薬物事犯の検挙人員は173人と、前年より10人（5.5%）減少した。

このうち、大麻事犯の検挙人員は97人と、3年連続で覚醒剤事犯を上回った。

30歳未満の若年層を中心とした大麻の乱用拡大に歯止めを掛けるべく、取締りと並行して、危険性や有害性に関する正しい知識の普及に向けた広報啓発活動を推進している。

【薬物事犯の検挙状況】

区分	年別	令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員
覚醒剤事犯		118	81	99	70	100	72
麻薬及び向精神薬事犯		8	6	17	7	13	4
大麻事犯		113	99	137	106	110	97
合計		239	186	253	183	223	173

注： 麻薬特例法違反での検挙を含む。

【危険ドラッグ事犯の検挙状況】

区分	年別	令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員
危険ドラッグ事犯		3	0	3	0	3	0

## (2) 銃器対策

令和6年中の拳銃押収丁数は9丁（いずれも遺品銃）と、前年より6丁増加した。

このうち、暴力団関係者からの押収はなかったが、県民に不安と脅威を与える銃器犯罪を根絶するため、引き続き、暴力団が組織的に管理する拳銃の押収に重点を置いた取締りを推進していくこととしている。

また、知事を本部長とする岡山県銃器根絶運動推進本部を中心に、違法銃器の根絶を呼び掛けるポスターを作成するなど、幅広い広報啓発活動を推進している。

### 【拳銃の押収丁数】

区分	年別	令和4年	令和5年	令和6年
	拳銃押収丁数	11	3	9
うち暴力団関係	3	0	0	

## 6 来日外国人犯罪対策の推進

令和6年中の来日外国人犯罪の検挙件数は111件と、前年より18件（19.4%）増加し、検挙人員は72人と、前年より9人（14.3%）増加した。

国籍別の検挙人員では、ベトナムが31人（43.1%）で最も多く、次いで中国が19人（26.4%）となっている。

罪種別では、窃盗、入管法違反が多くなっている。

来日外国人犯罪対策として、事件検挙のみならず、在留カード等の偽造、不法就労等の犯罪インフラ事犯の検挙にも努めている。

### 【来日外国人犯罪の検挙状況】

罪種別	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
刑法犯	115	65	65	43	91	54
特別法犯	27	16	28	20	20	18
合計	142	81	93	63	111	72

## 7 科学鑑識活動の推進

犯罪現場では、写真撮影や指紋、足跡等の犯人につながる資料の採取を徹底するとともに、警察犬や似顔絵の積極的な活用等、犯人の早期検挙に向けた緻密かつ徹底した鑑識活動を推進している。

また、防犯カメラ画像を鮮明化する装置や指掌紋情報管理システムをはじめとする各種システム等の積極的な活用を図るとともに、DNA型鑑定、三次元顔画像鑑定等の科学技術の活用を推進するなど、客観証拠を徹底して収集し、的確な立証措置をとっている。

## (交 通 部)

### 1 県下の交通情勢

令和6年中の人身交通事故件数は4,869件と、前年より292件減少したものの、交通事故死者数は60人と、前年より11人増加した。

交通死亡事故の特徴として、全死者に占める高齢死者の割合が約6割となっているほか、正面衝突や工作物衝突等の一方的過失による事故が全体の約7割を占めている。

#### 【交通事故の発生状況】

区分	年別		
	令和4年	令和5年	令和6年
人身交通事故件数(件)	4,348	5,161	4,869
死 者 数 (人)	74	49	60
うち高齢者(割合)	44(59.5%)	29(59.2%)	37(61.7%)
負 傷 者 数 (人)	4,855	5,816	5,489
重 傷 者 数 (人)	512	658	597
軽 傷 者 数 (人)	4,343	5,158	4,892
物 損 事 故 件 数 ( 件 )	43,569	45,552	45,413
総 事 故 件 数 ( 件 )	47,917	50,713	50,282

### 2 交通安全教育等の推進

#### (1) 交通安全意識の向上に向けた取組

県民の交通安全意識の向上に向け、運転免許の更新や学校等における講習の機会を活用した、各年代に応じた交通安全教育を推進しているほか、県警察ホームページ、SNS等を活用したタイムリーな情報発信を行っている。

#### (2) 自転車の安全利用に向けた取組

各警察署における自転車の交通実態等を勘案して指定した自転車指導啓発重点地区等において、関係機関・団体と連携した自転車の安全利用やヘルメットの着用に向けた街頭指導等を行っている。

#### (3) 夜光反射材の着用促進に向けた取組

夜間・薄暮時間帯における歩行者被害の重大事故を防止するため、各警察署ごとに重点地区を設定し、夜光反射材やLEDライト着用の重要性等に関する広報・啓発を強化している。

#### (4) 高齢者対策

##### ア 参加・体験・実践型の交通安全教育の開催

加齢による身体機能の低下等を疑似体験できるシミュレーター等の交通安全体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教育を行っている。

##### イ 運転適性検査の実施

高齢運転者に対する運転適性検査を実施し、加齢による身体機能の低下や運転適性を踏まえたきめ細かな交通安全指導を行っている。

### 3 交通指導取締りの推進

#### (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

交通事故の分析結果や住民からの要望等を踏まえて作成した「取締り管理簿」に基づいた取締りを推進しているほか、取締り場所の確保が困難な通学路や生活道路等では、可搬式速度違反自動取締装置による取締りや、パトカーや白バイによるレッド走行・駐留監視を推進している。

また、横断歩道における歩行者優先を徹底し、基本的な交通ルールを遵守するという意識が県民の習慣となるよう、横断歩行者等妨害等違反に重点を置いた取締りを推進している。

#### (2) 悪質・危険な運転行為への対策

重大事故に直結する危険性が高い飲酒運転や無免許運転等の取締りに当たっては、車両等提供罪、要求・依頼同乗罪等の周辺捜査を徹底している。

##### 【検挙件数】

区分	令和4年	令和5年	令和6年
酒気帯び運転	250	210	243
無免許運転	256	305	278

### 4 交通環境の整備

#### (1) 交通安全施設整備の推進

令和6年度中は、信号機を新たに4基設置する一方で、交通実態の変化等を踏まえ、5基を撤去するなど、適切な交通安全施設の整備を推進している。

また、車両感知器4,637基及び交通情報板36基を活用した交通情報の収集・提供を行っている。

#### (2) 持続可能な交通規制の推進

将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切な維持管理・更新等を継続していくため、交通実態に即した交通規制の見直しを推進している。

#### (3) 関係機関等と連携した安全対策

道路管理者等と連携した合同点検等を通じて、通学路や生活道路等における安全対策を推進している。

また、道路管理者と連携し、最高速度30キロメートルの区域規制による「ゾーン30」に加え、スムーズ横断歩道やハンプ、狭さく等の物理的デバイスを適切に組み合わせる交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の整備計画策定等を進めている。

#### (4) 災害発生時を想定した交通対策の実施

南海トラフ地震の発生を想定し、手信号による交通整理や発動発電機を使用した信号復旧の訓練を行い、警察官の交通規制能力の向上を図っている。

### 5 的確な運転免許業務の推進

#### (1) 県民の利便性向上に向けた取組

県民の利便性向上及び内部事務の合理化を目的として、免許窓口への自動受付機等の導入や外国免許切替窓口の体制の拡充等の取組を推進している。

#### (2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化

令和7年3月24日から、運転免許情報が記録された、いわゆる「マイナ免許証」を携帯することで運転が可能となるマイナ一体化制度が開始されており、岡山県運転免

許センター、倉敷・津山運転免許更新センター及び警察署（岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。）で免許更新等への対応が可能となっている。

(3) 悪質・危険運転者等に係る的確な行政処分の推進

令和6年中の事故・法令違反等による運転免許の取消し・停止処分等は3,784件と、前年より202件（5.3%）増加した。

また、認知症等の一定の病気等を理由とした取消しや停止処分は373件と、前年より33件（8.8%）増加した。

【行政処分執行件数】

区分		令和4年	令和5年	令和6年
取	消	608	667	691
	一定の病気	174	195	200
停	止	2,963	2,892	3,071
	一定の病気	123	145	173
拒否・保留等		14	23	22
合	計	3,585	3,582	3,784
	一定の病気	297	340	373

## (警 備 部)

### 1 警衛警護の実施

#### (1) 第74回全国植樹祭に伴う行幸啓警衛実施の完遂

天皇皇后両陛下が、「第74回全国植樹祭」に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、5月25日（土）及び26日（日）の両日、岡山県に行幸啓になったことから、所要の体制により警衛実施を行い、歓送迎者の雑踏事故や交通渋滞による一般交通の混乱等なく、完遂した。

#### (2) お成り警衛実施及び警護実施の完遂

「第36回岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会」開催に伴う彬子女王殿下のお成り警衛実施を完遂した。また、10月の衆議院議員総選挙に際しては、要人の来県に伴う警護実施を完遂した。

### 2 災害対策の推進

#### (1) 災害に対する警察活動

令和6年中は、台風10号（8月29日～9月1日）により、軽傷者1人の被害が発生したほか、年間を通じて大雨等の災害により、一部損壊121棟、床下浸水16棟、非住家被害2棟の被害が発生した。

防災関係機関と連携して被害実態の把握、危険箇所の警戒、交通規制等の災害警備活動を実施し、被害の拡大防止に努めた。

#### (2) 災害への対処能力の向上

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、被災者の迅速な救出救助活動等を行うため、機動隊を中心とした実戦的な訓練を実施して災害対処能力の向上に努めるとともに、災害対策用装備資機材の整備・充実を図っている。また、県が主催する防災訓練等を通じて、関係機関との連携を強化している。

### 3 総合的なテロ対策の推進

#### (1) 情報収集等の推進

警察本部内に「岡山県警察テロ等対策推進本部」を設置し、テロの未然防止に資する関連情報の収集・分析を推進している。

#### (2) テロ対策のための横断的枠組み

個別のテロ対策等を目的として活動する団体等が横断的に参加する枠組みとして設置した「テロ対策連携ネットワーク岡山」において、参加団体に対する情報発信を行い、テロに対する危機意識の共有等を図っている。

#### (3) 爆発物使用テロ防止対策の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を管理する学校、玩具煙火（花火）販売事業者、産業爆薬取扱事業者等に対し、化学物質や火薬の保管・管理の徹底と盗難発生時の速やかな通報等を要請するとともに、特に販売事業者に対しては、不審な購入者が来店した際の対応要領等を指導している。

#### (4) テロリストが利用するおそれのある事業者対策の推進

テロリストが利用するおそれのある旅館業者、住宅宿泊（民泊）事業者、インターネットカフェ事業者、レンタカー事業者等に対し、テロ等に関する注意喚起を行うとともに、利用状況に不審点が認められた場合における警察への確実かつ速やかな通報等を要請している。

(5) 重要施設等に対する警戒の強化等

テロの標的となりやすい鉄道等の公共交通機関、空港関係施設、大型商業施設等に対する警戒警備を強化するとともに、施設管理者に対しては、自主警備の強化等を要請している。また、爆発物使用事案やNBCテロ事案等の発生に際し、的確に対処するための実戦的な訓練を実施している。

(6) 水際対策の強化

国際テロリスト等の国内への侵入を防止するため、港湾管理者、出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等の関係機関と連携し、テロリストの侵入を想定した合同訓練を実施するなど、水際対策を強化している。

(7) 自衛隊との連携強化

重大テロ等の発生時における自衛隊との円滑かつ緊密な連携を図るため、実戦的な共同実動訓練を実施し、相互の任務分担、対処要領等を確認している。

(8) サイバー攻撃対策の推進

サイバーテロやサイバーインテリジェンス等のサイバー攻撃事案に的確に対処するため、岡山県サイバーテロ対策協議会等を通じて、先端技術を保有する企業、重要インフラ事業者等との情報共有を図っているほか、サイバー攻撃を想定した共同対処訓練等により、被害の未然防止及び発生時における対処能力の向上に努めている。

#### 4 悪質な右翼団体に対する取締り

令和6年中は、覚醒剤取締法違反等で右翼構成員等8人を検挙するなど、各種法令を適用して、悪質な活動を行う右翼団体に対する取締りを推進している。

#### 5 不法入国・不法滞在関連事犯の取締り

令和6年中は、出入国管理及び難民認定法違反で来日外国人9人を検挙するなど、不法滞在・不法就労防止等に向けた取締りや自治体等の関係機関、岡山県国際化対策連絡協議会連合会と連携した広報啓発活動を推進している。

#### 6 経済安全保障に関する取組の推進

経済安全保障をめぐっては、企業等の保有する技術情報等の国外流出に対する懸念が高まるなど、厳しい情勢にあることを踏まえ、産業スパイ事案やサイバー事案に対する実態解明・取締りを強化している。また、企業等の自主的な対策の実施を支援するアウトリーチ活動や経済安全保障対策における産官学連携の枠組みである「経済安全保障・おかやまネットワーク」を通じて、情報共有や諸対策を推進している。

## (岡山市警察部)

### 1 岡山市警察部の設置

平成21年4月、岡山市の政令指定都市への移行に伴い、警察法の規定により、指定市の区域内における警察本部の事務を行うため、県警察に岡山市警察部を設置した。

### 2 岡山市警察部の活動

#### (1) 岡山市・岡山市警察部連絡調整会議の設置

平成21年7月、岡山市と県警察との相互連携と事務事業の連絡調整等を行うことを目的として、岡山市・岡山市警察部連絡調整会議を設置した。

#### (2) 主な活動

##### ア 岡山市・岡山市警察部連絡調整会議の開催

岡山市と県警察の双方で取り組むべき案件等について連絡調整を行う会議であり、適宜開催している。

##### イ 「安全で安心なまちづくり」新岡山市行動プランに基づく取組

「安全で安心なまちづくり」新岡山市行動プラン（期間：令和7年末まで）に基づき、岡山市と連携しながら、特殊詐欺被害防止、自転車盗難防止対策、高齢者の交通事故防止、自転車事故防止等の対策を着実に推進していくこととしている。

##### ウ 岡山市長等に対する治安概況の説明

令和6年8月及び令和7年2月、市長及び副市長に対して、市内における犯罪や交通事故の発生状況について説明したほか、岡山市と県警察との連携による犯罪等の抑止方策について協議した。

##### エ 行事・会議への参加

岡山市が主催する交通安全対策協議会総会、交通安全市民運動出発式等に参加した。

